

薩摩川内市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成19年度の人件費率
平成 20年度	人 101,153	488億 6493万4千円	15億 2647万6千円	101億 8253万2千円	% 20.8	% 22

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

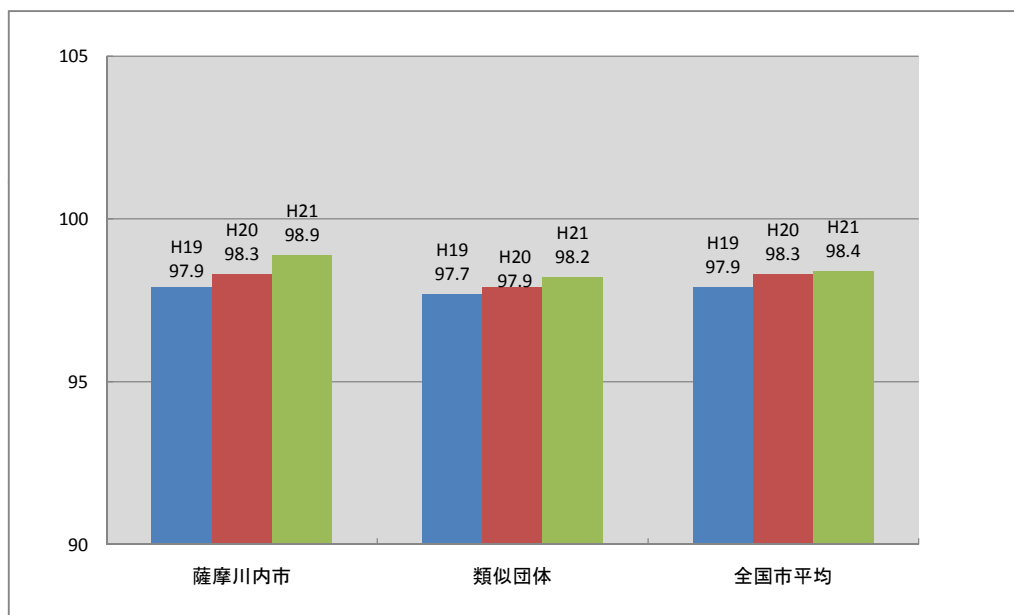
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 20年度	人 1,073	41億 千円 7,190万3	8億 千円 3,479万1	17億 千円 5,266万9	67億 千円 5,936万3	千円 6,299	千円 6,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特記事項なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
薩摩川内市	43.5 歳	343,200 円	413,743 円	378,526 円
鹿児島県	44.0 歳	330,385 円	405,137 円	367,420 円
国	41.5 歳	325,521 円	— 円	391,770 円
類似団体	43.8 歳	340,787 円	406,300 円	374,911 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
薩摩川内市	48.3歳	62人	278,700円	304,206円	299,677円	—	—	—	—
うち学校主事	47.2歳	41人	281,200円	301,229円	301,229円	用務員	54.5歳	214,000円	1.41
うち清掃職員	53.3歳	6人	310,800円	366,817円	351,483円	廃棄物処理業従業員	44.2歳	299,900円	1.22
うちその他	49.7歳	15人	259,200円	287,340円	275,053円	—	—	—	—
鹿児島県	47.8歳	602人	328,429円	384,954円	362,564円	—	—	—	—
国	49.2歳	4429人	285,548円	—	322,737円	—	—	—	—
類似団体	47.8歳	90人	324,241円	359,204円	344,762円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
薩摩川内市	—	—	—
うち学校主事	4,948,148円	3,027,000円	1.63
うち清掃職員	5,987,604円	4,156,100円	1.44
うちその他	4,701,380円	—	—

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	45.9 歳	376,700 円	431,714 円
鹿児島県 (高等学校教育職)	42.5 歳	351,150 円	413,095 円
国	— 歳	— 円	— 円
類似団体 (高等学校教育職)	40.7 歳	351,792 円	405,946 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	163,590 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	133,095 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	139,365 円	— 円
	中学卒	— 円	122,740 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

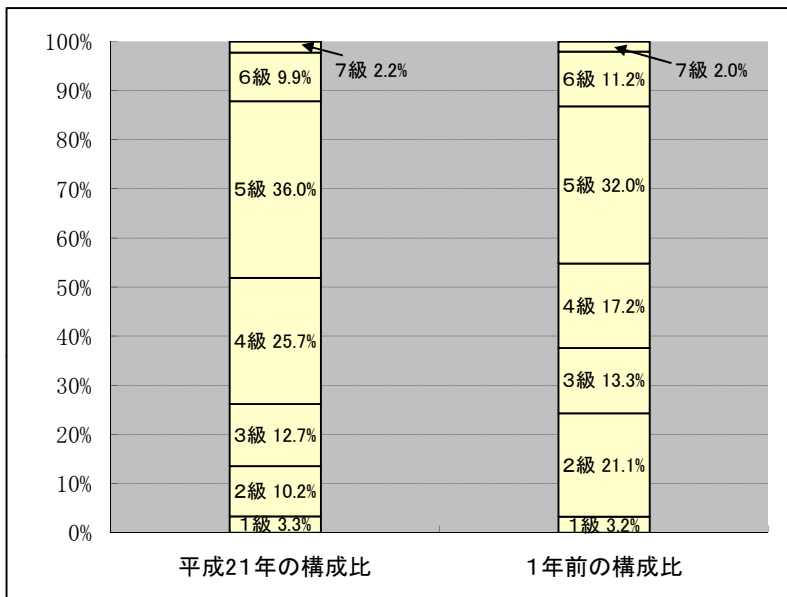
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,200 円	312,100 円	364,500 円
	高校卒	207,000 円	260,100 円	312,100 円
技能労務職	高校卒	193,200 円	240,400 円	275,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	26 人	3.3 %
2級	主事	80 人	10.2 %
3級	主任補	100 人	12.7 %
4級	主任	202 人	25.7 %
5級	参事補, 総括主任	283 人	36.0 %
6級	参事	78 人	9.9 %
7級	参与	17 人	2.2 %

(注) 1 薩摩川内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種
平成 20年度	職 員 数 A	— 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	— 人
	比 率 B/A	— %
平成 19年度	職 員 数 A	— 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	— 人
	比 率 B/A	— %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,681 千円	1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,766 千円	—
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.47 月分 (1.6) 月分 (0.71) 月分	(平成20年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成21年4月1日現在)

薩摩川内市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~55%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	4,067 千円	23,729 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は, 平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 50歳以下の勸奨退職の場合の勤続20年の支給率は, 30.55月分となる。

(3) 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		2,544 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		424,000 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
東京	18 %	4 人
大阪	15 %	1 人
		国の制度(支給率)
		18 %
		15 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は, 平成20年度における調整手当の額等である。

(4) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		5,116 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		31,006 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)		15.9 %	
手当の種類(手当数)		18	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務徴収業務手当	税務課, 収納課若しくは地域振興課に勤務する職員	市税等の徴収業務	200円 /日
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター, 上甑島クリーンセンター, 下甑島クリーンセンター, 鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	150円 /日
環境センター業務手当	川内環境センターに勤務する職員	汚物取扱業務	400円 /日
社会福祉業務手当	福祉課又は市民福祉課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	250円 /日
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務に従事した職員	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務	行旅病人の移送又は看護業務に従事した職員 1,000円 /日 行旅死亡人の収容業務に従事した職員 5,000円 /体
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	1,700,000円以内 /月
看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術に従事した場合	2,000円 /回
用地交渉手当	用地交渉の業務に従事した職員	用地交渉業務	500円 /日
簡易水道徴収停水業務手当	薩摩川内市簡易水道事業の徴収業務又は滞納による停水業務に従事した職員	薩摩川内市簡易水道事業の徴収業務又は滞納による停水業務	200円 /日
簡易水道緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員	薩摩川内市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例第8条第2項の規定による勤務時間以外の時間に, 突発的事故により召集を受け, 復旧工事等緊急工事に係る業務	1,000円 /回
温泉給湯徴収停止業務手当	薩摩川内市温泉給湯事業の徴収業務又は滞納による停湯業務に従事した職員	薩摩川内市温泉給湯事業の徴収業務又は滞納による停湯業務	200円 /日
温泉給湯緊急業務手当	薩摩川内市温泉給湯事業職員	薩摩川内市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例第8条第2項の規定による勤務時間以外の時間に, 突発的事故により召集を受け, 復旧工事等緊急工事に係る業務	1,000円 /回
はしご業務手当	消防局職員のうち, はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務(上司の命によりはしご車操法訓練に従事した時も消防はしご車の業務とみなす)	200円 /勤務日
救急業務手当	消防局職員のうち, 救急業務に従事する職員	救急業務	150円 /回
出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動に従事したとき	150円 /回
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務(職務上の命令により従事する潜水訓練を含む)	300円 /回
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午後5時までの間)において行われる消防通信の業務	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円 /回 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円 /回

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	295,086 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	502 千円
支給実績(平成19年度決算)	285,862 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	424 千円

(6) その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決算)																
扶養手当	<p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配偶者</th> <th>第1子</th> <th>第2子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者を有する場合</td> <td>13,000</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>扶養親族でない配偶者を有する場合</td> <td></td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>配偶者がいない場合</td> <td></td> <td>11,000</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>扶養親族のうち、満16歳の年度始めから、満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>		配偶者	第1子	第2子以降	扶養親族である配偶者を有する場合	13,000	6,500	6,500	扶養親族でない配偶者を有する場合		6,500	6,500	配偶者がいない場合		11,000	6,500	同じ		195,883 千円	287,218 円
	配偶者	第1子	第2子以降																		
扶養親族である配偶者を有する場合	13,000	6,500	6,500																		
扶養親族でない配偶者を有する場合		6,500	6,500																		
配偶者がいない場合		11,000	6,500																		
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じて27,000円を限度に支給</td> </tr> <tr> <td>②自宅</td> <td>6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	②自宅	6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円	異なる	①については、同じ。 ②新築5年経過後も支給する。	108,062 千円	141,258 円										
区分	支給月額																				
①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給																				
②自宅	6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円																				
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	①については、同じ。 ②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	71,516 千円	87,215 円										
区分	支給月額																				
①交通機関利用者	運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)																				
②交通用具使用者	4,100円～24,500円																				
特地勤務手当	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員を対象に給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額	同じ		14,103 千円	391,750 円																
宿日直手当	<p>正規の勤務時間以外の時間及び薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する休日等における庁舎の管理等の勤務で日直、又は宿直として行われるものに対して支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>飯敷老園・上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家</td> <td>5,900円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>診療所(医師、歯科医師等に限り)</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,200円	4,200円	飯敷老園・上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円	診療所(医師、歯科医師等に限り)	20,000円	20,000円	同じ		6,050 千円	355,882 円				
施設	宿直勤務	日直勤務																			
本庁・支所	4,200円	4,200円																			
飯敷老園・上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円																			
診療所(医師、歯科医師等に限り)	20,000円	20,000円																			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の15を超えない範囲で規則で定める額。	同じ		54,950 千円	528,365 円																
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1回につき8000円を超えない範囲内の額。	同じ		557 千円	6,189 円																
単身赴任手当	箇所を異にする異動又は在勤する箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は箇所の移転の直前の住居から当該異動又は箇所の移転の直後に在勤する箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況としている職員に対し、月額23,000円を支給する。	同じ		2,947 千円	245,583 円																

5 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	915,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 (最高額) 1,080,000 (最低額) 677,600	
	副市長	726,000 円 (- 円)	(最高額) 840,000 (最低額) 611,200	
報酬	議長	458,000 円	(最高額) 623,000	(最低額) 431,000
	副議長	396,000 円	(最高額) 538,000	(最低額) 369,000
	議員	370,000 円	(最高額) 490,000	(最低額) 339,000
期末手当	市長 助役 収入役	(平成20年度支給割合) 3.35 月分		
	議長 副議長 議員	(平成20年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 退職時の給料月額×480/100	(1期の手当額) 17,568,000円	(支給時期) 任期満了時(任期毎)
	副市長	退職時の給料月額×360/100	10,454,400円	任期満了時(任期毎)
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

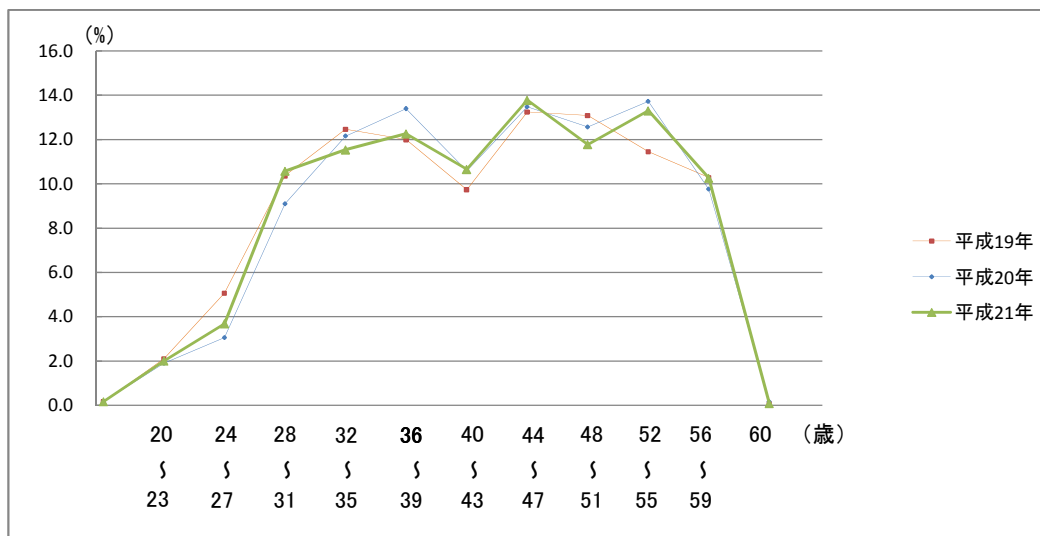
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年度	平成20年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	11	△ 1	事務の統廃合・縮小
		総務	257	250	7	
		税務	69	73	△ 4	
		民生	79	87	△ 8	
		衛生	76	82	△ 6	
		労働	1	1	0	
		農林水産	94	104	△ 10	
商工		30	30	0		
	土木	123	120	3		
	計	739	758	△ 19	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.31人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数5.40人)	
	教育部門	187	199	△ 12	事務の統廃合・縮小	
	消防部門	147	148	△ 1		
	小計	1,073	1,105	△ 32	<参考> 人口1,000人当たり職員数10.61人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数7.54人)	
公営企業等 会計部門	病院	35	38	△ 3	事務の統廃合・縮小	
	水道	31	31	0		
	交通	11	12	△ 1		
	下水道	2	2	0		
	その他	58	61	△ 3		
	小計	137	144	△ 7		
合計		1,210 [1,379]	1,249 [1,379]	△ 39 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.97人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を除く)
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	2人	23人	37人	110人	147人	162人	128人	163人	152人	166人	118人	2人	1,210人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,347人	1,157人	190人	14.1%

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	平成17年計画始期	平成18年1年目	平成19年2年目	平成20年3年目	平成21年4年目	平成22年5年目	18年～22年計	(参考)数値目標
一般行政	職員数	814	800	790	758	739	-	-
	増減		△ 14	△ 10	△ 32	△ 19	△ 75	-
教育	職員数	234	221	206	199	187	-	-
	増減		△ 13	△ 15	△ 7	△ 12	△ 47	-
消防	職員数	152	152	151	148	147	-	-
	増減		0	△ 1	△ 3	△ 1	△ 5	-
公営企業等会計	職員数	147	140	137	144	137	-	-
	増減		△ 7	△ 3	7	△ 7	△ 10	-
計	職員数	1,347	1,313	1,284	1,249	1,210	-	1,157
	増減		△ 34	△ 29	△ 35	△ 39	△ 137 (72%)	△ 190

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年日以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 職員の福利厚生状況

目的	関連対策
【職員の健康増進】 職員の健康管理を把握し、また、疾病の早期発見、予防及び早期治療を促す。	・ 定期健康診断(年1回) ・ 人間ドック助成 ・ 定期健康相談、メンタル研修など
【職員の安全管理】 職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を提供する。	・ 嘱託医、衛生管理者等の選任 ・ 定期的な安全衛生委員会の開催と職場巡視など
【職員のゆとりの向上】 職員の元気回復、その他の福利厚生を充実する。	・ 体育文化活動に対する厚生会からの助成 ・ スポーツレクリエーションなど

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益 又は純損失	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に占める 職員給与比率
平成 20年度	千円 1,226,693	千円 70,518	千円 174,135	% 14.2	% 14.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 20年度	人 21	千円 88,856	千円 20,681	千円 38,195	千円 147,732	千円 7,035	千円 6,299

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特記事項なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市(水道事業)	45.7 歳	375,369 円	526,935 円
団体平均	45.6 歳	370,362 円	517,711 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市(水道事業)	薩摩川内市
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,819 千円	1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,681 千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.47 月分 (1.6) 月分 (0.71) 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.47 月分 (1.6) 月分 (0.71) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成21年4月1日現在)

薩摩川内市(水道事業)			薩摩川内市		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	32.76 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~55%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~55%加算)	
(退職時特別昇給)	()		(退職時特別昇給)	()	
1人当たり平均支給額	千円	25,956 千円	1人当たり平均支給額	千円	4,067 千円 23,729 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 50歳以下の勲奨退職の場合は、30.55月分の支給となる。

ウ 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	— 円

エ 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	26 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	1,707 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	38.095 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収停水業務手当	徴収停水業務に従事した職員	徴収停水業務	200円/日
緊急業務手当	薩摩川内市水道局就業規定第8条の規定による勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧等緊急工事に係る業務に従事した職員	勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧等緊急工事に係る業務	1,000円/回

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	8,546 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	475 千円
支給実績(平成19年度決算)	10,240 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	569 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決算)																
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の15を超えない範囲で規則で定める額。	同じ		1,756 千円	585,200 円																
扶養手当	(単位:円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>配偶者</td> <td>第1子</td> <td>第2子以降</td> </tr> <tr> <td>扶養親族である配偶者を有する場合</td> <td>13,000</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>扶養親族でない配偶者を有する場合</td> <td></td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>配偶者がいない場合</td> <td></td> <td>11,000</td> <td>6,500</td> </tr> </table> <p>扶養親族のうち、満16歳の年度始めから、満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>		配偶者	第1子	第2子以降	扶養親族である配偶者を有する場合	13,000	6,500	6,500	扶養親族でない配偶者を有する場合		6,500	6,500	配偶者がいない場合		11,000	6,500	同じ		5,737 千円	337,441 円
	配偶者	第1子	第2子以降																		
扶養親族である配偶者を有する場合	13,000	6,500	6,500																		
扶養親族でない配偶者を有する場合		6,500	6,500																		
配偶者がいない場合		11,000	6,500																		
住居手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限る)</td> <td>家賃の額に応じて27,000円を限度に支給</td> </tr> <tr> <td>②自宅</td> <td>6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	②自宅	6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円	同じ		2,714 千円	142,816 円										
区分	支給月額																				
①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給																				
②自宅	6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円																				
通勤手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	同じ		2,000 千円	95,229 円										
区分	支給月額																				
①交通機関利用者	運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)																				
②交通用具使用者	4,100円～24,500円																				
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額	同じ		255 千円	23,190 円																
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する休日等における庁舎の管理等の勤務で日直、又は宿直として行われるものに対して支給される。 <table border="1"> <tr> <th>施設</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> </table>	施設	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,200円	4,200円	同じ		— 千円	— 円										
施設	宿直勤務	日直勤務																			
本庁・支所	4,200円	4,200円																			
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1回につき8000円を超えない範囲内の額。	同じ		— 千円	— 円																

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
6, (3), ①, ②の計画の中に含まれます。

(2) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収入	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成 20年度	千円 126,124	千円 0	千円 79,800	% 63.3	% 63.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 20年度	人 12	千円 42,807	千円 4,879	千円 17,860	千円 65,546	千円 5,462	千円 6,299

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市(自動車運送事業)	47.2 歳	313,958 円	437,983 円
団体平均	46.2 歳	332,646 円	462,460 円
事業者	— 歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市(自動車運送事業)		薩摩川内市	
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,488 千円		1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,681 千円	
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.47 月分 (1.6) 月分 (0.71) 月分		(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.47 月分 (1.6) 月分 (0.71) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成21年4月1日現在)

薩摩川内市(自動車運送事業)			薩摩川内市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	32.76 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~55%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~55%加算)		
(退職時特別昇給)			(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額 — 千円 19,242 千円			1人当たり平均支給額 4,067 千円 2,379 千円		

ウ 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	— 円

エ 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	300 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	60,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	41.7 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
運行管理者手当	運行管理者	事業用自動車の運行の安全を確保するための業務	5,000円 / 月
整備管理者手当	整備管理者	車両の点検、整備、車庫施設の管理等点検整備	5,000円 / 月

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	519 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	43 千円
支給実績(平成19年度決算)	514 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	43 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決算)																
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の15を超えない範囲で規則で定める額。	同じ		— 千円	— 円																
扶養手当	(単位:円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>配偶者</td> <td>第1子</td> <td>第2子以降</td> </tr> <tr> <td>扶養親族である配偶者を有する場合</td> <td>13,000</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>扶養親族でない配偶者を有する場合</td> <td></td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>配偶者がいない場合</td> <td></td> <td>11,000</td> <td>6,500</td> </tr> </table> <p>扶養親族のうち、満16歳の年度始めから、満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>		配偶者	第1子	第2子以降	扶養親族である配偶者を有する場合	13,000	6,500	6,500	扶養親族でない配偶者を有する場合		6,500	6,500	配偶者がいない場合		11,000	6,500	同じ		2,403 千円	240,300 円
	配偶者	第1子	第2子以降																		
扶養親族である配偶者を有する場合	13,000	6,500	6,500																		
扶養親族でない配偶者を有する場合		6,500	6,500																		
配偶者がいない場合		11,000	6,500																		
住居手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限る)</td> <td>家賃の額に応じて27,000円を限度に支給</td> </tr> <tr> <td>②自宅</td> <td>6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	②自宅	6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円	同じ		871 千円	87,120 円										
区分	支給月額																				
①借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給																				
②自宅	6,000円または3,000円 *市内6,000円 市外 3,000円																				
通勤手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	同じ		786 千円	98,200 円										
区分	支給月額																				
①交通機関利用者	運賃相当額を支給(最高支給限度額50,000円)																				
②交通用具使用者	4,100円～24,500円																				
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額	同じ		— 千円	— 円																
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する休日等における庁舎の管理等の勤務で日直、又は宿直として行われるものに対して支給される。 <table border="1"> <tr> <th>施設</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> </table>	施設	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,200円	4,200円	同じ		1,533 千円	306,600 円										
施設	宿直勤務	日直勤務																			
本庁・支所	4,200円	4,200円																			
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1回につき8000円を超えない範囲内の額。	同じ		— 千円	— 円																

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
6, (3), ①, ②の計画の中に含まれます。